

居宅介護支援・重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第2773500042号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 居宅介護支援を提供する事業について

法人名	社会福祉法人 成 和 会
代表者名	理事長 三 木 義 弘
法人所在地 (連絡先)	大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地 Tel 0721-93-4678 Fax 0721-93-5080

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	菊水苑居宅介護支援事業所
事業所管理者	三 木 圭 子
事業所所在地 (連絡先)	大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地 Tel 0721-93-4678 Fax 0721-93-5080
通常の事業の 実施地域	河南町、千早赤阪村、太子町、富田林市、河内長野市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1. 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助につとめます。2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう、公正中立に行ないます。4. 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめます。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	通常月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前9時から午後6時までとします。

(4) 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
事業所の管理者	常勤1名	事業所の従業者および業務の管理、指揮命令を行ないます。
介護支援専門員	常勤4名以上 業務の状況により増員いたします	要介護者等の状況、意向、環境等を基にケアプランを作成するとともに、その実行を適切に行ないます。

3 居宅介護支援の内容、利用料について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヶ月あたりの料金	1ヶ月あたりの利用料 (介護保険適用の場合は利用者負担)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の対象となるものです。	下記※参照	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき下記※の料金をいただき、当所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を各市町村の介護保険担当窓口へ提示しますと全額払戻しを受けられます。
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

※1ヶ月あたりの料金

ア 基本単位	居宅介護支援費(Ⅰ)〈取扱件数が40件未満〉	
	要介護1・2	10,000円/月
	要介護3・4・5	13,000円/月
	居宅介護支援費(Ⅱ)〈取扱件数が40件以上60件未満〉	
	要介護1・2	6,000円/月
	要介護3・4・5	7,800円/月
	居宅介護支援費(Ⅲ)〈取扱件数が60件以上〉	
	要介護1・2	4,000円/月
	要介護3・4・5	5,200円/月
	経過的要介護居宅介護支援費(Ⅳ)	
	経過的要介護	8,500円/月
イ 加算		
	初回加算(Ⅰ)	2,500円/月
	初回加算(Ⅱ)	6,000円/月

*加算とは、以下のとおりです。

初回加算（Ⅰ）は、初回の居宅介護支援費に加算するもので、新規に居宅サービス計画を策定した場合や要介護状態区分が2段階以上変更になった場合に加算されます。

初回加算（Ⅱ）は、初回加算（Ⅰ）の要件を満たしている場合であって、30日を超える入院・入所期間を経た後の退院・退所にあたって、病院・施設等と居宅サービス事業者との連携を図りつつ、居宅サービス計画を策定した場合に加算されます。ただし、同一の利用者について前回の算定から、6ヶ月以上経過していることになっています。

4 その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合には、次の額を請求いたします。 (1) 本所から片道1kmにつき100円
-----	---

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
1ヶ月に1回

ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
②利用料、その他の費用の支払	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月7日までに、下記のいずれかの方法により

	<p>お支払いください。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。</p>
--	---

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持、個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者及び事業者の使用する者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p> <p>イ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>ウ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>エ 事業者が管理する、利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者及びその家族の同意の上で、利用者が契約する介護予防支援事業者に提供します。</p>
---------------------------------------	---

8 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。また、その原因を解明し、事故再発防止のための対策を講じるものとします。

市町村	市町村名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9 介護支援業務に関する相談、苦情について

苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

[事業者の窓口]	特別養護老人ホーム菊水苑 苦情相談受付係 所在地 〒585-0012 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地 電話番号 0721-93-4678 (代表) FAX 0721-93-5080 受付時間 午前9時～午後6時
[市町村の窓口]	河南町 民生部 福祉保険室 高齢対策課 所在地 〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1371番地 [河南町保健福祉センター(かなんぴあ)内] 電話番号 0721-93-2500 (代表) FAX 0721-90-3288 受付時間 午前9時～午後5時

	<p>富田林市 保健福祉部 高齢介護課 所在地 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号</p> <p>電話番号 0721-25-1000 (代表) FAX 0721-20-2113 受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>千早赤阪村 健康福祉課 高齢介護係 所在地 〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1 (千早赤阪村立保健センター内)</p> <p>電話番号 0721-72-0081 (代表) FAX 0721-72-1880 受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>太子町 健康福祉部 福祉室 高齢介護係 所在地 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地</p> <p>電話番号 0721-98-0300 (代表) FAX 0721-98-4514 受付時間 午前9時～午後5時</p>
	<p>河内長野市 健康福祉部 保健政策室 介護高齢課 所在地 〒586-8501 大阪府河内長野市原町1丁目1番1号</p> <p>電話番号 0721-53-1111 (代表) FAX 0721-50-1088 受付時間 午前9時～午後5時</p>
[公的団体の窓口]	<p>大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 所在地 〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号</p> <p>電話番号 06-6949-5446 (代表) FAX 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時</p>

平成 年 月 日

指定介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者	所在地	大阪府南河内郡河南町大字加納元南 17 番地
	法人名	社会福祉法人 成 和 会
	代表者名	理事長 三木 義弘 印
	事業所名	菊水苑居宅介護支援事業所
	説明者名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法について

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービスの原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示をおこないません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者又はその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行ないます。
- ② 事業者は、その居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者に関し介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又は居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行いません。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者に居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 成 和 会

菊水苑居宅介護支援事業所